

学校法人聖学院寄附行為

目次

第 1 章 総則	(第 1 条～第 2 条)
第 2 章 目的及び事業	(第 3 条～第 4 条)
第 3 章 院長	(第 5 条)
第 4 章 機関の設置	(第 6 条～第 7 条)
第 5 章 理事会及び理事	
第 1 節 理事の選任及び解任等	(第 8 条～第 11 条)
第 2 節 理事会及び理事の職務等	(第 12 条～第 16 条)
第 3 節 理事会の運営	(第 17 条～第 21 条)
第 6 章 監事	
第 1 節 監事の選任及び解任等	(第 22 条～第 26 条)
第 2 節 監事の職務等	(第 27 条～第 29 条)
第 7 章 評議員会及び評議員	
第 1 節 評議員の選任及び解任等	(第 30 条～第 33 条)
第 2 節 評議員会及び評議員の職務等	(第 34 条～第 36 条)
第 3 節 評議員会の運営	(第 37 条～第 47 条)
第 8 章 理事会と評議員会の協議	(第 48 条)
第 9 章 会計監査人	
第 1 節 会計監査人の選任及び解任等	(第 49 条～第 53 条)
第 2 節 会計監査人の職務等	(第 54 条～第 56 条)
第 10 章 役員等の損害賠償責任等	(第 57 条～第 59 条)
第 11 章 予算及び事業計画等	(第 60 条～第 62 条)
第 12 章 資産、会計及び計算書類等	(第 63 条～第 73 条)
第 13 章 寄附行為の変更	(第 74 条)
第 14 章 解散及び合併	(第 75 条～第 77 条)
第 15 章 補則	(第 78 条～第 83 条)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、学校法人聖学院と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、事務所を東京都北区中里 3 丁目 1 2 番 2 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づいて学校教育を行うことを目的とする。

2 本法人は、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、設置する諸学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努める。

(設置する学校)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。

- | | | |
|---------------|-------|--|
| (1) 聖学院大学 | 大学院 | 政治政策学研究科
文化総合学研究科
心理福祉学研究科
政治経済学部 政治経済学科
人文学部 欧米文化学科、日本文化学科、子ども教育学科
心理福祉学部 心理福祉学科 |
| (2) 聖学院高等学校 | 全日制課程 | 普通科 |
| (3) 聖学院中学校 | | |
| (4) 女子聖学院高等学校 | 全日制課程 | 普通科 |
| (5) 女子聖学院中学校 | | |
| (6) 聖学院小学校 | | |
| (7) 聖学院幼稚園 | | |
| (8) 聖学院みどり幼稚園 | | |

第3章 院長

(院長)

第5条 本法人に院長を置く。

2 院長は、別に定めるところにより、理事会において選任する。

3 院長は、本法人が設置する諸学校の教育を統轄する。

第4章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上10名以下

(2) 監事 2名以上3名以下

2 本法人に、評議員10名以上12名以下(前項第1号の理事の実数よりも多い実数とする。)を置く。

3 本法人に、会計監査人1名以上2名以下(その全部又は一部として、監査法人1法人又は2法人を選任する場合を含む。)を置く。

(理事選任機関)

第7条 本法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関たる評議員会の構成員は、全ての評議員とする。

3 理事選任機関たる評議員会の運営は、評議員会の運営に関する第7章第3節の規定に従う。

4 監事は、理事選任機関たる評議員会に対して必要な報告を行おうとするときは、第27条第1項第7号の定めるところにより、理事長(代表業務執行理事が選定された場合にあっては、代表業務執行理事。以下この項において同じ。)に対し、評議員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、評議員会を招集しなければならない。

第5章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任等)

第8条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、理事選任機関たる評議員会が選任する。

2 第6条第1項第1号の理事の構成は、同号の総数の範囲内で、次の各号のとおりとする。

- (1) 本法人が設置する学校(大学及び幼稚園を含む。以下「設置学校」という。)の長のうちから、理事選任機関たる評議員会が選任した者 2 名以上 3 名以下
- (2) 前号に掲げる者のほか、理事選任機関たる評議員会が選任した者 6 名以上 8 名以下(うち最低 2 名はいわゆる外部理事とするものとする。)
- 3 本法人の理事は、第 3 条の目的を達するために適当なキリスト者であることを原則とする。ただし、前項第 2 号の理事について、キリスト者でない者であって特に有為な候補者が在る場合にあっては、理事選任機関たる評議員会は、次の各号の条件を満たす場合に限り、その者を理事に選任することができるものとする。
 - (1) 理事に選任された場合においては、その就任に当たって第 5 項の誓約が求められることにその者が同意していること。
 - (2) 理事総数に占めるキリスト者でない者の割合が 3 分の 1 以下であること。
- 4 理事の選任に当たっては、私立学校法第 3 1 条各項に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
- 5 理事に選任された者は、その就任に当たり、本法人の目的であるキリスト教に基づく学校教育及びキリスト教に理解と配慮のある姿勢で職務を行うことを誓約するものとする。
- 6 第 2 項第 1 号に定める理事は、設置学校の長の職を退任したときは、理事の職を失うものとする。ただし、これにより理事の数が第 6 条第 1 項第 1 号に定める定数の下限を下回るときは、その退任の理由が任期の満了又は辞任である場合に限り、理事の職について、第 1 1 条第 1 項の規定を適用する。
- 7 理事選任機関たる評議員会は、理事の総数が第 6 条第 1 項第 1 号又はこの条第 2 項各号に定める定数の下限を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
- 8 本法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の任期)

- 第 9 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終の年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠の理事(前条第 7 項の補欠の理事のほか、当該任期の満了前に退任した理事の後任の理事を含む。)の任期は、理事選任機関たる評議員会の選任時の決議により、前任者の残任期間とすることを妨げない。
- 2 理事は、「学校法人聖学院役員等定年規程」の定め範囲内で、再任されることができる。
 - 3 理事の任期の始期は、次のとおりとする。
 - (1) 在任した理事の任期の満了に伴う選任又は再任の場合 当該任期の満了する日の翌日
 - (2) 前条第 7 項の補欠の理事の場合 前任の理事が退任した日の翌日
 - (3) 前 2 号以外の場合 理事に就任する者との合意に基づき、理事選任機関たる評議員会が定めた日

(理事の解任及び退任)

- 第 10 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関たる評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 本法人、設置学校又は関係者の名誉又は社会的信用を毀損する行為その他の理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当する場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が理事選任機関たる評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から 30 日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。
- 3 理事は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了(再任される場合を除く。)
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第 3 1 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由が生じたこと

(理事に欠員を生じた場合の措置)

- 第 11 条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによって理事の数が第 6 条第 1 項第 1 号に定める定数の下限を下回ることとなるときは、速やかに後任の理事を選任するとともに、当該理事を退任した者は、後任の理事の任期が開始するまでの間、なお理事としての権利義務を有する。退任日の翌日以後に当該権利義務を有する場合における当該理事を退任した者の身分は、理事代行とする。
- 2 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。

第 2 節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成及び職務)

第 12 条 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 寄附行為施行細則に定める理事会の審議決定事項その他の本法人の業務について審議し、決定すること。
- (2) 理事長その他の本法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。
- (3) 私立学校法の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。
- (4) 理事の職務の執行が法令及びこの寄附行為に適合することを確保するための体制、その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則に基づき寄附行為施行細則で定める体制を整備すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、私立学校法又はこの寄附行為の規定により理事会が行うこととされた職務。

(理事の職務等)

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を行う。

- 2 理事は、法令及びこの寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
- 3 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときは、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事長)

第 14 条 理事のうち 1 名を理事長とし、理事会が、キリスト者である理事のうちから、その決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長の任期は、理事長に選定された理事の任期としての任期と同一とする。

(代表業務執行理事)

第 15 条 理事会は、理事長に事故があった場合（長期傷病その他の理由により、暫時その職務を執行することができない状態となった場合をいう。以下同じ。）において、その決議により、代表業務執行理事 1 名を理事のうちから選定することができる。

- 2 代表業務執行理事の職務及び権限は、理事会が定めるところにより、理事長が職務に復帰し、又は後任の理事長が選定されるまでの間、本法人を代表し、理事長の職務全般を代行することとする。
- 3 代表業務執行理事の任期は、理事長が職務に復帰する日又は後任の理事長が就任する日の前日までとする。

(理事の報告義務及び出席義務等)

第 16 条 理事長（代表業務執行理事が選定された場合にあっては、代表業務執行理事。以下同じ。）は、理事会に対し、3 か月に 1 回以上の頻度で、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

- 2 理事長は、第 47 条各項の定めるところにより、評議員会に出席し、及び評議員から説明を求められた事項について必要な説明をしなければならない。
- 3 理事長は、理事長以外の理事に対し、評議員会への常時又は臨時の出席を求めることができる。この場合

において、評議員会への出席を求められた理事については、前項の規定を準用する。

第3節 理事会の運営

(理事会の招集)

第17条 理事会の招集は、理事長が行う。

2 理事長が欠けた場合（退任、死亡その他の理由により理事長が不在となり、将来にわたって理事長の職務が執行され得ない状態となった場合をいう。以下同じ。）における理事会の招集は、各理事が行う。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しないときは、招集を請求した理事は、自ら理事会を招集することができる。

5 理事長その他理事会を招集する理事は、その招集に際して、各理事及び各監事に対し、次の事項を書面又は法令の定める情報通信の技術を利用した方法により通知するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項

6 前項の通知は、会議の5日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長等)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項若しくは第4項又は第27条第2項の規定により理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

3 理事長又は理事会を招集する理事は、その必要に応じ、役員以外の者に対して理事会への常時又は臨時の出席を求めることができる。

(理事会の定足数及び決議要件)

第19条 理事会は、理事の過半数の出席（Web会議システムを通じて会議に参加することを可とする場合にあっては、当該方法で会議に参加する場合を含む。）がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行うことを要する。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) 本法人の合併

5 理事は、書面又は法令に定める情報通信の技術を利用する方法によって理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 理事会は、私立学校法第36条第3項その他の法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の事項であって、あらかじめ理事会において定めた事項の決定については、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これ

を事務所に備えて置くものとする。

第6章 監事

第1節 監事の選任及び解任等

(監事の選任等)

第22条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。
- 3 監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 4 評議員会は、監事の総数が第6条第1項第2号に定める定数の下限を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。
- 5 本法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の任期)

第23条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠の監事（前条第4項の補欠の監事のほか、当該任期の満了前に退任した監事の後任の監事を含む。）の任期は、選任時の評議員会の決議により、前任者の残任期間とすることを妨げない。

- 2 監事は、「学校法人聖学院役員等定年規程」の定め範囲内で、再任されることができる。
- 3 監事の任期の始期は、次のとおりとする。
 - (1) 在任した監事の任期の満了に伴う選任又は再任の場合 当該任期の満了する日の翌日
 - (2) 前条第4項の補欠の監事の場合 前任の監事が退任した日の翌日
 - (3) 前2号以外の場合 監事に就任する者との合意に基づき、評議員会が定めた日

(監事の解任及び退任)

第24条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 本法人、設置学校又は関係者の名誉又は社会的信用を毀損する行為その他の監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。
- 3 監事は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了（再任される場合を除く。）
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第46条第1項第1号が引用する同法第31条第1項第2号から第5号までに掲げる事由が生じたこと

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第25条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 第43条第1項の定めるところにより、評議員が共同して監事の選任に関する議案を評議員会に提出す

る場合にあっては、第 1 項の同意を得ることを要しない。

- 4 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。
- 5 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 6 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

- 第 26 条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによって監事の総数が第 6 条第 1 項第 2 号に定める定数の下限を下回ることとなるときは、速やかに後任の監事を選任するとともに、当該監事を退任した者は、後任の監事の任期が開始するまでの間、なお監事としての権利義務を有する。退任日の翌日以後に当該権利義務を有する場合における当該監事を退任した者の身分は、監事代行とする。
- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。

第 2 節 監事の職務等

(監事の職務等)

第 27 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、評議員会において評議員から特定の事項について説明を求められたときは、必要な説明をすること（当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
 - (4) 評議員会の招集に際して、理事長又はその他の理事が評議員会に提出しようとする議案及び関係資料をあらかじめ調査すること。
 - (5) 前号の調査の結果、その議案又は関係資料に法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めた場合において、その調査結果を評議員会に報告すること。
 - (6) 本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされるおそれ若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
 - (7) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
- 2 前項第 7 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられないときは、その請求をした監事は、自ら理事会又は評議員会を招集することができる。

(監事の調査権限等)

- 第 28 条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

(監事による理事の行為の差止め)

- 第 29 条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 7 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任等)

第 30 条 評議員は、設置学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、第 6 条第 2 項の総数の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を、理事会及び評議員会が選任する。

- (1) 本法人と雇用関係にある教員又は職員（設置学校の長を含む。） 3 名以上 4 名以下（評議員の総数の 3 分の 1 を超えない数とし、うち最低 2 名は理事会が選任する。）
- (2) 設置学校の卒業生で 25 歳以上の者（前号に該当する者を除く。） 2 名以上 3 名以下（うち最低 1 名は理事会が選任する。）
- (3) 学識経験者その他の者（第 1 号に該当する者を除き、かつ、前号に該当する者をこの号の区分で選任する場合にあっては、この号の区分で現に選任する数の 2 分の 1 の数を上限とする。） 4 名以上（うち最低 2 名は理事会が選任する。）

2 理事会及び評議員会による評議員の選任は、それぞれ次の各号に定める数の範囲内で、同各号の順に行う。この場合において、理事会は、評議員の総数の 2 分の 1 を超える数の評議員を選任することはできない。

- (1) 理事会 5 名以上 6 名以下
- (2) 評議員会 5 名以上 6 名以下

3 評議員の選任を行う理事会及び評議員会の運営については、各機関の運営に関する第 5 章第 3 節又は第 7 章第 3 節の規定に従う。

4 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

6 次条第 1 項の任期の定めにかかわらず、第 1 項第 1 号に定める評議員は、その地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

7 評議員会は、評議員の総数が第 6 条第 2 項に定める定数の下限を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 本法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の任期)

第 31 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終の年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠の評議員（前条第 7 項の補欠の評議員のほか、当該任期の満了前に退任した評議員の後任の評議員を含む。）の任期は、評議員会の選任時の決議により、前任者の残任期間とすることを妨げない。

2 評議員は、「学校法人聖学院役員等定年規程」の定め の範囲内で、再任されることができる。

3 評議員の任期の始期は、次のとおりとする。

- (1) 在任した評議員の任期の満了に伴う選任又は再任の場合 当該任期の満了する日の翌日
- (2) 前条第 7 項の補欠の評議員の場合 前任の評議員が退任した日の翌日
- (3) 前 2 号以外の場合 評議員に就任する者との合意に基づき、評議員会が定めた日

(評議員の解任及び退任)

第 32 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任した理事会又は評議員会の決議により、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 本法人、設置学校又は関係者の名誉又は社会的信用を毀損する行為その他の評議員としてふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了（再任される場合を除く。）

- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第 6 2 条第 1 項が引用する同法第 3 1 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由が生じたこと

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第 3 3 条 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによって評議員の総数が第 6 条第 2 項に定める定数の下限を下回ることとなるときは、速やかに後任の評議員を選任するとともに、当該評議員を退任した者は、後任の評議員の任期が開始するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。退任日の翌日以後に当該権利義務を有する場合における当該評議員を退任した者の身分は、評議員代行とする。

2 前項の後任の評議員の選任は、当該退任した評議員を選任した機関が行う。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成及び職務)

第 3 4 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

- 2 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 3 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画（以下「中期事業計画」という。）の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 寄附行為の変更（評議員会の決議までを要しない軽微な変更として、私立学校法施行規則に基づき寄附行為施行細則で定める寄附行為の変更に限る。）
 - (6) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 4 次の各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議のほか、評議員会の決議も経ることを要する。
 - (1) 寄附行為の変更（前項第 5 号に掲げる軽微な変更として寄附行為施行細則で定める変更を除く。）
 - (2) 私立学校法第 1 0 9 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
 - (3) 合併

(評議員会による理事の行為の差止めの求め)

第 3 5 条 評議員会は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 2 9 条の請求をすることを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該請求を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、自ら当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第 3 6 条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって本法人に損害が生じた場合には、私立学校法の定めるところに従い、理事長（理事の責任を追及する場合にあっては、監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第 3 節 評議員会の運営

(評議員会の開催)

第 37 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集手続)

第 38 条 評議員会の招集は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事長が、理事会の決議に基づいて行う。

2 評議員会を招集するに当たっては、理事会において次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は法令の定める情報通信の技術を利用した方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項

(3) 会議の目的である事項についての議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 会議の場所に存しない評議員が、書面又は法令の定める情報通信の技術を利用した方法により議決権を行使することができることとするときは、その旨

3 評議員会に対する、会議の目的である事項についての議案の提出は、理事長又はその他の理事が行う。

4 第 2 項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(評議員による評議員会の招集等の請求)

第 39 条 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。

3 前 2 項の請求は、評議員の総数が 10 名以下である場合にあっては、1 名の評議員が単独で行うことを妨げない。次条第 1 項の評議員会の招集についても、同様とする。

(評議員による評議員会の招集)

第 40 条 前条第 1 項の規定による請求をした日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられないときは、同項の請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、自ら評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員が自ら評議員会を招集する場合には、その全員の協議により、第 38 条第 2 項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は法令の定める情報通信の技術を利用した方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知するものとする。

3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(監事による評議員会の招集)

第 41 条 第 27 条第 2 項の規定により監事が自ら評議員会を招集する場合には、監事は、第 38 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は法令の定める情報通信の技術を利用した方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知するものとする。

2 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第 42 条 前 4 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集通知の発出に関する手続を経ることなく開催することができる。

(評議員による議案の提出)

第 43 条 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき、議案を提出することができる。

2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日の 2 週間前までに、前

項の規定により提出しようとしている議案の要領を第 39 条第 2 項の招集通知に記載し又は記録して通知するよう請求することができる。

- 3 前 2 項の提出又は請求は、評議員の総数が 10 名以下である場合にあっては、1 名の評議員が単独で行うことを妨げない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会で議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、適用しない。

(評議員会の議長)

第 44 条 評議員会に、評議員の互選によって定める議長を置く。

- 2 第 27 条第 2 項又は第 40 条第 1 項の規定により評議員会を招集した場合における評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める。

(評議員会の定足数及び決議要件)

第 45 条 評議員会は、評議員の過半数の出席 (Web 会議システムを通じて会議に参加することを可とする場合にあっては、当該方法で会議に参加する場合を含む。) がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 理事、監事又は評議員を選任する評議員会の決議において、評議員は、本人又は本人と私立学校法第 31 条第 6 項の定める特別利害関係 (一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として私立学校法施行規則で定めるものをいう。) を有する者がそのいずれかの候補者となった場合にあっては、前項の特別の利害関係は有さないものとして、当該議案の議事及び議決に加わる権利義務を失わない。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する役員又は会計監査人の損害賠償責任の一部を免除する決議

- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 6 評議員は、書面又は法令に定める情報通信の技術を利用した方法により、評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第 46 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名 (電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名) 又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置くものとする。

(役員の出席等)

第 47 条 理事長及び監事は、評議員会に出席するものとする。

- 2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 8 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 48 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより、理事会及び評議員会の双方の決議を必要とする事項について、双方の決議が異なった場合、理事長は、更に審議を尽くすため、当該事項を会議の目的である

事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、同項の事項に関して改めて必要な説明を行うとともに、全ての理事及び評議員は、当該事項について誠実に協議を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行うものとする。

第9章 会計監査人

第1節 会計監査人の選任及び解任等

(会計監査人の選任等)

第49条 会計監査人は、公認会計士の資格を有する者又は監査法人のうちから、第52条に定める手続に従い、評議員会の決議によって選任する。

- 2 本法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終の年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

- 2 会計監査人の任期の始期は、次のとおりとする。

(1) 在任した会計監査人の任期の満了に伴う選任又は再任の場合 その年度に開催される定時評議員会が終結した日の翌日

(2) 前号以外の場合 会計監査人に就任する者又は監査法人との合意に基づき、評議員会が定めた日

(会計監査人の解任)

第51条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、次条に定める手続に従い、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待っていないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意によって、当該会計監査人を解任することができる。

- 3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第52条 理事長又はその他の理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任、解任又は不再任に関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行うものとする。

- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第53条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、その過半数の合意により、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第54条 会計監査人は、法令で定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) 本法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査すること。
- (2) 前号の監査に関する会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出すること。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって本法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事に対する報告)

第55条 会計監査人は、職務に際して、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する事実があることを発見したときは、遅滞なく監事に報告するものとする。

- 2 監事は、その職務のため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(定時評議員会における意見陳述)

第56条 会計監査人は、第54条第1項第1号の書類が法令又はこの寄附行為に適合するかどうかについて監事と意見を異にするときは、定時評議員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 定時評議員会において、会計監査人の出席及び意見を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。

第10章 役員等の損害賠償責任等

(役員等の損害賠償責任及びその免除に関する方針)

第57条 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任及びその全部又は一部の免除に関連する事項については、次条及び第59条に定めるもののほか、法令の定めるところに従う。

(損害賠償責任の一部免除)

第58条 本法人は、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって本法人に生じた損害を賠償する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から、私立学校法第92条第1項の規定に基づく最低責任限度額を控除した額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し、退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を得なければならない。

(責任限定契約)

第59条 本法人は、非業務執行理事（理事長及び本法人の教員又は職員である理事を除く理事をいう。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって本法人に生じた損害を賠償する責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と、私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第11章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第60条 本法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(予算、事業計画及び中期事業計画)

- 第61条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 本法人の中期事業計画は、理事会で定める5年以上の期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 大学についての事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、認証評価機関による認証評価の結果を踏まえて作成するものとする。
- 4 第1項の予算及び事業計画並びに第2項の中期事業計画を作成するに当たっては、理事会は、第34条第3項第3号の定めるところにより、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(役員、評議員及び会計監査人の報酬等)

- 第62条 役員及び評議員の報酬等は、法令の定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等、教職員の給与、本法人の財政状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定め、これに従って支給するものとする。
- 2 会計監査人の報酬は、契約によって定める。その決定に際しては、監事の過半数の同意を得て、理事会の決議を経るものとする。
- 3 第1項の規定（退職金に関する部分を除く。）は、第78条の定めるところにより顧問を置く場合における顧問の報酬について準用する。

第12章 資産、会計及び計算書類等

(資産)

第63条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第64条 本法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、設置学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、設置学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 6 5 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議により、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 6 6 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 6 7 条 設置学校の経営に要する費用は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産
- (2) 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実

(会計の原則)

第 6 8 条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 6 9 条 予算をもって定めたものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び事業報告)

第 7 0 条 本法人の決算及び事業報告については、毎会計年度終了後 3 か月以内に、次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に定める機関の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
- (2) 事業報告書及びその附属明細書 監事
- (3) 財産目録 監事及び会計監査人

2 理事長は、定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し、理事会の承認を得た前項各号の書類（第 1 号及び第 2 号中の各附属明細書を除く。次項において同じ。）並びに監査報告及び会計監査報告を提供しなければならない。

3 理事長は、定時評議員会に対し、理事会の承認を得た第 1 項各号の書類（第 1 号及び第 2 号における各附属明細書を除く。）を提出したうえで、その内容を報告し、意見を聴かなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第 7 1 条 本法人は、法令の定めるところにより、次の各号の書類を、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 計算書類及びその附属明細書
- (2) 事業報告書及びその附属明細書
- (3) 監査報告
- (4) 会計監査報告

2 前項各号の書類を備え置くべき期間は、その場所の区分に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主たる事務所 前条第 3 項の定時評議員会の日から 1 週間前の日から 5 年間
- (2) 従たる事務所 前条第 3 項の定時評議員会の日から 1 週間前の日から 3 年間

3 本法人は、第 1 項各号の書類について、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供し、又はその謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、従たる事務所への備置きについては、電磁的記録で作成された第 1 項各号の書類を、請求に応じて、法令の定める方法により閲覧に供し又は交付する措置を取っているときは、これを要しない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 7 2 条 本法人は、法令の定めるところにより、毎会計年度終了後 3 か月以内に次の各号の書類を作成し、

主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 第 70 条第 1 項第 3 号の財産目録
 - (2) 役員等名簿 (役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。)
 - (3) 第 62 条第 1 項の役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 2 前項各号の書類 (以下「財産目録等」という。) を備え置くべき期間は、その場所の区分に応じ、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 主たる事務所 当該会計年度に係る定時評議員会の日から 5 年間
 - (2) 従たる事務所 当該会計年度に係る定時評議員会の日から 3 年間
- 3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、財産目録等の閲覧又は交付及び従たる事務所への備置きについて準用する。ただし、役員等名簿の閲覧又は交付については、同名簿に記載された事項中、個人の住所の記載部分を開示しないこととすることを妨げない。

(寄附行為の備置き及び閲覧等)

- 第 73 条 本法人は、法令の定めるところにより、この寄附行為を、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
- 2 第 71 条第 3 項及び第 4 項の規定は、この寄附行為の閲覧又は交付及び従たる事務所への備置きについて準用する。

第 13 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 74 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を経て、文部科学大臣の認可を受けることを要する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会の決議までを要しない軽微な変更として、私立学校法施行規則に基づき寄附行為施行細則で定める寄附行為の変更にあつては、評議員会の決議に代え、理事会の決議に先立って行う評議員会の意見の聴取で足りる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認可までを要しない軽微な変更として、私立学校法施行規則に定める寄附行為の変更にあつては、文部科学大臣の認可を受けることに代え、同施行規則の定めるところによって行う届出で足りる。
- 4 第 1 項の理事会の決議及び評議員会の決議の実施は、その先後を問わない。

第 14 章 解散及び合併

(解散)

- 第 75 条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 前 2 項及び次条に定めるもののほか、解散の手続に関する事項については、法令の定めるところに従う。

(残余財産の帰属)

- 第 76 条 本法人が解散した場合 (合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。) における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した、キリスト教に基づく学校教育を行う学校法人に寄附する。

(合併)

第 7 7 条 本法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、合併の手續に関する事項については、法令の定めるところに従う。

第 1 5 章 補則

(顧問)

第 7 8 条 本法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問の委嘱は、理事会の意見を聴いて、理事長が行う。

3 顧問は、本法人の重要な業務について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

4 顧問の任期は、原則 1 年とする。ただし、理事会の同意を得て、再任することを妨げない。

(特別の利益供与の禁止)

第 7 9 条 本法人は、法令の定めにより、事業を行うに当たって、本法人の理事、監事、評議員、教職員その他の関係者に対し、特別の利益を与えることがあってはならない。

(情報の公表)

第 8 0 条 本法人は、インターネットの利用により、次の各号に掲げる事項を公表する。

(1) 寄附行為の内容

(2) 次の書類の内容

① 計算書類及びその附属明細書

② 事業報告書及びその附属明細書

③ 監査報告

④ 会計監査報告

⑤ 財産目録

⑥ 役員等名簿 (個人の住所の記載部分を除く。)

⑦ 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(公告の方法)

第 8 1 条 本法人の公告は、本法人のホームページに掲載する方法により行う。

(登記)

第 8 2 条 法令の定めるところにより、本法人がしなければならない登記 (変更の登記を含む。) については、寄附行為施行細則で定める。

(施行細則)

第 8 3 条 この寄附行為の施行についての細則は、寄附行為施行細則で定める。

1951年 3 月12日 認 可

1960年 2 月15日 変更認可

1966年 5 月23日 変更認可

1967年 1 月23日 変更認可

1968年 2 月 3 日 変更認可

1968年11月 9 日 変更認可

1975年 1 月10日 変更認可

1976年10月 4 日 変更認可

1978年 2 月28日 変更認可

1984年 3 月21日 変更認可

1987年12月23日 変更認可

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 3 年12月20日）から施行する。

附 則

平成 5 年 5 月 21 日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 5 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 3 月 16 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 6 月 9 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年 3 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年 3 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年 4 月 16 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年 7 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年 2 月 7 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2017年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（2017年 5 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2018年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（2018年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2019年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可（2020年 3 月 24 日）を経て、2020年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2020年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（2021年 9 月 7 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2023年5月29日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日 (2023年8月28日) から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2023年12月18日から施行する。

附 則

1 この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日 (2024年11月15日) から施行する。

2 (任期についての経過措置) 2025 (令和7) 年4月1日施行の改正私立学校法に対応するため、前項の施行日において現に在任する役員及び評議員の任期については、その任期に関する各本条の規定にかかわらず、次の措置を講ずる。

(1) その任期の終期が、2025年度に開催する定時評議員会の日の前日以前の日である役員及び評議員にあっては、その任期を、当該定時評議員会の終結の時まで延長する。

(2) その任期の終期が、2025年度に開催する定時評議員会の日の翌日以後の日である役員及び評議員にあっては、その任期を、当該定時評議員会の終結の時まで短縮する。

3 (定数についての経過措置) 第1項の施行日において現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年度に開催する定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可 (2025年2月27日) を経て、2025年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、2025年4月1日に施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日 (2025年8月29日) から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日 (2025年9月4日) から施行する。